

## 第2 火気設備の設置届の添付図書等

1 火気設備の設置届に添付する図書及び記載内容等は第2-1表によること。なお、建物配置及び隣地境界等が明示され、検査出向等に必要場所が記入された「設備を設置する防火対象物(建物)等の案内図」と、「設備を設置する階の平面図」についても指導し添付させること。

また、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置届及び防火対象物使用開始届等その他の届出書により図書が重複するものにあつては省略できるものとする。その場合、届出書にその旨を明記させること。

第2-1表

設備の種類	添付図書	記載内容等
1 炉及び 厨房設備	<p>(1) 設備概要表(要綱様式第87号又は第88号)</p> <p>(2) 設備設置室の平面図、構造図、室内仕上表</p> <p>(3) 設備の配置図、立面図、構造図、電気配線図(制御回路図を含む。)、仕様書(前記(2)に記載できる場合、重複して添付する必要はない。)</p> <p>(4) 設備設置室の煙突等(条例第3条第1項第17号の煙突等をいう。)その他ダクトの系統図(以下「附属設備図」という。)(前記(2)又は(3)の平面図等の中に記載することができれば相互の関係が明確になるので望ましい。)</p> <p>(5) 作業工程図(工業用炉等が必要とする場合のみ添付する。)◆</p> <p>(6) その他◆</p>	<p>ア 設置室の位置及び、周囲の室(機械室等)等の用途が記入されていること。</p> <p>イ 設置室の構造、材料及び設置室の出入口とびら、窓などの開口部の位置、構造、材料が記入されていること。</p> <p>ウ 設置室の給排気の方式及び給排気口の位置、構造、能力が記入されていること。</p> <p>エ 同一室内に届出以外の火気使用設備器具が設置されている場合は、その種別、位置、構造、入力等が記入されていること。</p> <p>ア 配置図は、他の機器や燃料タンクなど、相互距離の関係が明確になるように記入されていること。</p> <p>イ 立面図、構造図は、他の機器や燃料タンクなどが記入されていること。</p> <p>ウ 強制換気を行う場合で、設備と連動するものは結線図が添付されていること。</p> <p>なお、電気配線図等に記入されている場合は、省略することができる。</p> <p>エ 電気配線図は、設備に付帯する電気配線が記入されていること。</p> <p>ア 煙突、排気筒又はダクトなどの構造と系統図及びトップ付近の状況が記入されていること。</p> <p>イ 燃料タンク、燃料配管は、設備との関係を明示し、燃料配管系統及び緩衝装置などの位置、構造が記載されていること。</p> <p>ウ 対震安全装置は、原則として対震性能試験適合品を使用するものとし、分離式感震装置を設けるものについては、位置、配線方法などが記入されていること。</p> <p>エ 厨房設備などにあつては、天蓋、ダクト、グリスフィルター等の取付位置、構造材料を記入する。また、排気ダクトを有する設備については、火炎伝送防止装置、ファン停止装置の取付位置、構造、材料、作動温度等が記入されていること。</p> <p>オ 厨房設備で火炎伝送防止装置としてフード等用簡易自動消火装置を用いる場合は、仕様書、被防護面積等の計算書(複数の機器を組合せて設置する場合に限る。)使用機器の構造図、感知部、放出口、燃焼停止装置の取付位置及び全体の系統図等が記入されていること。</p> <p>炉等の作業に係る一連の流れが図示及び説明されていること。</p> <p>ア 工業用炉等で溶解物質が地震、爆発などであふれ、又は流出するおそれのある炉については、流出時の事故防止措置等が図示及び説明されていること。また、その他特別な安全措施を講じている場合は、その概要について記入されていること。</p>

		イ 厨房設備で、火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設けるものについては、第3章第2節第2「厨房設備」. 2.(4). ア.(イ). d.(d). ㊦に規定する試験の結果が確認できる書類が添付されていること。
2 温風冷暖房機及び壁付トボ	(1) 設備概要表（要綱様式第87号） (2) 附属設備図	前記1（(4)、エ、オ、(5)及び(6)を除く。）を準用するほか、次によること。 ア 外気取入口の位置が立面図、構造図に記入されていること。 イ 風道を有するものは、取付位置、構造、材料、系統図、吹出し温度等が記入されていること。 ウ 防音、防振装置の位置、構造、材料が記入されていること。 エ 防火ダンパーを設けるものについては、取付位置、構造、材料、作動温度等が記入されていること。
3 湯沸設備・給湯	(1) 設備概要表（要綱様式第87号） (2) 附属設備図	前記1（(4)、エ、オ、(5)及び(6)を除く。）を準用するほか、次によること。 ア 蒸気ボイラーを使用する場合は、蒸気配管系統図が記入されていること。 イ シスターンを設けるものは、シスターンとボイラーとの関係を明示し、配管系統及びシスターンの位置、構造が記入されていること。
4 乾燥設備	(1) 設備概要表（要綱様式第87号） (2) 附属設備図	前記1（(4)、エ、オを除く。）を準用するほか、次によること。 危険物乾燥設備の火災、爆発を防止させるための措置について、おおむね次の内容が明確に記入されていること。 ア 構造的に附属されている安全措置 イ 乾燥物に含有する危険物ベーパーの発生に対して、その爆発下限界の30%以下とするための措置 ウ その他、安全な措置を講じている場合は、その概要
5 サウナ設備	(1) 設備概要表（要綱様式第89号） (2) 附属設備図	前記1（(4)、エ、オ、(5)及び(6)を除く。）を準用するほか、次によること。 ア 警報装置（感知器、音響装置及び受信機）の位置、種別、性能等が記入されていること。 イ 消火装置（スプリンクラー設備）を設ける場合は、開放型スプリンクラーヘッドの位置、起動装置の種別及び取付位置、系統図等が記入されていること。 ウ 前ア、イに定める図書は、当該装置が法第17条第1項の規定により設置される場合は、感知器及びスプリンクラーヘッドの位置のみが記入されていること。
6 電燃料電池発	(1) 設備概要表（要綱様式第90号） (2) 第2-2表2内燃機関を原動力とする発電設備の添付図書を準用すること。	第2-2表2内燃機関を原動力とする発電設備の記載要領等によること。
7 設備 火花を生ずる	(1) 設備概要表 (2) 附属設備図	前記1（(4)、エ、オ、(6)を除く。）を準用するほか、次によること。◆ ア 排気ダクトや静電除去装置などの位置、構造、仕様などが記入されていること。 イ 可燃性の蒸気又は微粉の種別及び性状などが明示されていること。 ウ その他、安全措置を講じている場合は、併記して記入されていること。

備考 添付図書は、左とじとし、種類及びとじる順序は、設備ごとにそれぞれ表によること。

2 電気設備の設置届に添付する図書及び記載要領等は、第2-2表によること。

第2-2表

設備の種類	添付図書	記載内容等
1 変電設備	(1) 設備の概要表 (要綱様式第91号) (2) 設備の配置図 (3) 設備の立面図 (4) 設備の接続図 (5) 設備の仕様書 (6) 設備設置場所の平面図 (7) 設備設置場所の展開図 (8) 設備設置場所の構造図 (9) 設備設置場所の室内仕上表 (10) 設備設置場所の排気筒その他ダクトの系統図 (11) 設備設置場所の排気筒その他ダクトの平面図	ア 機器配置及び相互の距離 イ その他必要な付属設備の配置等 ア 機器の姿図又は外観図 (又は製品カタログ) イ ケーブルラック、排気筒等の取付け位置等 ア 配線系統図 (単線接続図又は三線接続図) イ 制御回路がある場合は、その回路図又はフローチャート等 ア 三相短絡容量計算書。ただし、引込線の変更のないもの又は受電点の自動遮断器の変更のない場合の増設工事 (副変電設備の新設を含む。) にあつては省略できる。 イ 使用機器の寸法、重量、絶縁油の使用の有無等 ウ キュービクルの仕様 エ 基礎図、固定方法の資料 オ 耐震措置に係る計算書等 ア 設置建物の案内図及び配置図 イ 設備を設置する階の平面図等 ア 壁等の構造、開口部の位置 イ 扉、ダンパー等の構造、貫通処理工法 ウ 室内の電灯図 (一般照明、非常照明、誘導灯) エ 標識 オ 消火設備の設置概要 カ 設置室の断面図等 ア 給排気、空調、排気筒等のダクト平面図、系統図 イ その他、衛生配管図 ウ 換気計算書等
2 電急速充設備	(1) 設備の概要表 (要綱様式第92号) (2)~(11) 同上	(8)~(11)は、添付しないことができる。
3 と内燃機発電を原動力	(1) 設備の概要表 (要綱様式第93号) (2)~(11) 同上	「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図 (単線接続図又は三線接続図) イ 発電機から配電盤までの回路 ウ 制御回路 (インターロック回路含む。) エ 燃料、冷却水、排気筒系の系統図

第3章第1節  
第2 火気設備の設置届の添付図書等

<p>4 蓄電池設備</p>	<p>(1) 設備の概要表 (要綱様式第94号) (2)～(11) 同上</p>	<p>「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図（単線接続図又は三線接続図） イ 配電盤からの充電用電源回路 ウ 充電装置からの回路 エ 蓄電池からの出力回路</p>
<p>5 ネオン管灯設備</p>	<p>(1) 設備の概要表 (要綱様式第95号) (2)～(11) 同上</p>	<p>「立面図」には、次の内容を明記すること。 ア 主要部分の断面図 イ 機器の配置図 「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 電源回路 イ 管灯回路 ウ 制御回路 「仕様書」には、次の内容を明記すること。 ア 支わく、チャンネル、文字面等の看板体及び支持物の使用材料 イ ネオン変圧器の定格容量及び台数 ウ 点滅装置の種類、構造、設置方法 エ その他工事計画に係る内容</p>

備考 消防用設備の非常電源に該当する場合は、第4章第1節第1「着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等」、別表第1－1も参照すること。